

令和6年度第1回沖縄県青少年保護育成審議会 議事録

日 時：令和6年9月10日（火）
午後2時から午後3時15分
場 所：沖縄県自治研修所
事務局：こども若者政策課長
青少年若者育成班長（司会）
青少年若者育成班主幹

1 概略

審議の前に、司会から委員4名はあらかじめ欠席の連絡があったことを報告し、出席委員11名での審議会は、沖縄県青少年保護育成審議会設置条例第6条第1項に規定する定数の過半数を満たしていることから、会議が成立する旨報告した。

次に、こども未来部長は、前任者の退任に伴い就任する審議会委員1名に委嘱状を交付し、あいさつを行った。

続いて、事務局による審議会概要説明後、審議会会長の進行により、有害図書2冊の諮問について審議を行った。

審議終了後は、事務局から昨年度の青少年健全育成の取組等について報告を行い、審議会を閉会した。

【会次第】

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付式
- (3) 沖縄県こども未来部長あいさつ
- (4) 審議会概要説明
- (5) 議事
 - ・有害図書の諮問
 - ・青少年健全育成活動の取組結果報告等
- (6) 閉会

2 審議状況

会長	私が議事進行を務めさせていただきます。 それでは、有害図書について審議していきます。 まず審議会の概要について、事務局から説明して下さい。
事務局	ご説明いたします。 まず、お手元の審議会資料6ページをご覧ください。 こちらは、沖縄県青少年保護育成審議会設置条例でございますが、本審議会は、この条例に基づいて設置される沖縄県の附属機関でございます。

同条例第2条の各号に、本審議会の担任する事務が規定されております。

第1号と第2号は、沖縄県青少年保護育成条例第19条第1項と第2項の規定について、第3号は、いじめ対策推進法第28条第1項の規定に関することを規定しております。

今回は有害図書の指定について審議いたしますので、それに関するものを抜粋してご説明いたします。

まず、配付資料11ページをご覧ください。

これは、本審議会に関する条例などの抜粋版となります。

11ページを見ますと第19条「審議会への諮問等」がございます。

第1項は(1)～(9)号まであるのですが、今回は(4)号「有害図書関係」の審議となります。

なお、緊急の場合は、審議会に諮ることなくこれらの措置を取ることができるとされております。ただし、その場合には、事後速やかに、本審議会に通知すべきこととされております。

以上で概要の説明を終わります。

会長

只今の事務局の説明について、何か御質問はございますか。

それでは、次の議事に入りたいと思います。

まず、配布資料の5ページをご覧ください。

本日の審議は、玉城知事から有害図書の指定について諮問がありますので2冊の図書について審議していきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

有害図書の指定につきましては、青少年の健全育成に悪影響があると認められた図書等を有害図書に指定し、青少年が閲覧・購入できないようにするものです。

今回、諮問している図書2冊は、県内の書店等で一般雑誌として陳列販売されていたものを選定しました。

それぞれ1冊ずつ用意しています。回覧しますので、ご確認ください。

それでは、図書毎に有害図書に指定する理由を確認していきたいと思っております。

なお、図書の抜粋版を別添資料にまとめていますので、諮問の際には、そちらを確認していただければと思います。

では、別添資料「有害図書指定 No.1」をご覧ください。

諮問図書1冊目は、

図書名：週刊実話2024年（8月5週目）号

発行日：2024年8月8日

発行所：株式会社日本ジャーナル出版

です。

有害図書として諮問する理由について、内容を事務局で確認したところ、

- ・ 女性の肉体の全部または一部を露出している写真がある
卑猥な又は扇情的な感じを与える
- ・ 性的行為などを露骨に表現している
卑猥な又は扇情的な感じを与える

など卑猥な内容が掲載されており、沖縄県青少年保護育成条例に関する推奨及び指定等の認定基準に該当するおそれがあるということで諮問させていただきました。

週刊実話2024年（8月5週目）号は、現時点、他の都道府県での有害指定はされていませんが、以前の号は、他の都道府県でも指定されています。

続きまして、別添資料「有害図書指定 No.2」をご覧ください。

諮問図書2冊目は、

図書名：裏社会のスマホ活用術

発行日：2023年4月6日

発行所：株式会社データハウス

です。

有害図書として諮問する理由について、内容を事務局で確認したところ、

- ・ スマートフォンやアプリを悪用した詐欺や盗聴、盗撮等各種法令に
抵触する犯罪行為を具体的かつ詳細に紹介している
犯罪行為を誘発助長するおそれがある

など犯罪被害や助長につながるおそれのある内容が掲載されており、沖縄県青少年保護育成条例に関する推奨及び指定等の認定基準に該当するおそれがあるということで諮問させていただきました。

裏社会のスマホ活用術は、他の都道府県で既に有害指定されています。

次に、審査表の記載方法をご説明いたします。

それぞれの図書ごとに「認定基準」に該当する記号があれば、○を付けて下さい。

認定基準の各記号につきましては、「有害図書の認定基準」でご確認ください。

該当すると思われる記号があれば、複数に○を付けても構いません。

「指定の要否」欄には、子ども達の健全育成を阻害するおそれがあると認められる場合は、「要」、阻害するおそれはないと判断した場合は、「否」

に○をお願いします。

参考事項欄には、当該図書の指定に関する意見等を自由に記載してください。

審査結果については、審議会設置条例第6条第3項の規定により、出席した委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、会長の決するところにより決定します。

以上で、事務局の説明を終わります。

会 長 只今の事務局の説明に何か質問などはありますか。

委 員 今回の図書1冊は、発行が23年で1年経っており、時間が経っているが、そのとき気づかなかったのか。

会 長 図書が発行されてすぐに、すべての図書等を確認するのは難しいので、ある程度、選定に時間がかかってしまう面がある。

委 員 私はITに疎いこともあり、本の内容をみると、けっこう役に立つことも書いてあるように感じる。

会 長 利便性がある反面、犯罪を誘発するような内容も含んでいると思います。

事務局 青少年にとっては、悪用する知識を簡単に得てしまう面があり、その点で犯罪行為を助長、誘発する危険性が認められると思います。

会 長 ほかに審査について質問はございませんでしょうか。

質問がなければ、各図書について審査をお願いします。

委 員 ～ 審 査 ～

会 長 審査が終わりましたら、事務局が回収しますので、挙手をお願いします。

事務局が集計する間に、今回の図書についてなどについて、それぞれ委員の皆さまより、何か御意見や御感想などはありませんでしょうか？

事務局 事務局から、審査表記載の各委員の意見を紹介いたします。

[諮問図書1について]

性犯罪を増長させる可能性が大きい。

店頭で販売してほしくない。

あからさまな（性的な）写真を掲載し、きわめて扇情的なだけでなく、間違った性の知識を与えてしまう。

裸の女性の写真は、女性への差別意識を助長する。

[諮問図書2について]

ネット詐欺等を誘発させる可能性が大きい。

- 専門的な書籍なのか迷う部分もあるので、安全性をどのように判断するのか。
- 不正アクセス行為に該当するものもあるのでは。
- 一見犯罪から身を守る術を紹介する記述だが、スマホ等に慣れている青少年にとっては、悪用する方に使われる可能性が大きいのでは。
- 委員 青少年に対してインターネットの使い方を指導する体制は、どのようになっているのか。
- 事務局等 ほぼ全ての学校に県警等の職員が出向いて非行防止教室等の講話を行っています。
- 課長 参考資料としてお配りしたパンフレット「インターネットを正しく利用するために」をご覧ください。
- この資料は、今年3月に県が作成したもので、インターネットに関する条例などについて、学校現場に向けてもお知らせしています。また、ホームページ上で動画などでも紹介しています。
- 引き続き、教育委員会や県警等と協力していきたいと思えます。
- 委員 文科省作成の教材などもあるが、学校現場で十分に活用されていないように感じる。
- 学校の子供たちに取り組みが行き届いていない。
- いじめ防止対策への取組みに対しても、予算等の問題もあると思うが、市町村によって温度差がある。
- 会長 取組について、ネットの危険性などを紹介するだけでなく、どういう危険性があるのかまで、掘り下げて伝えていくことで実効的なものになっていくと思う。
- 委員 現在、会の活動として見守り活動しかできていない。ポスター、チラシ等の配布だけでなく、青少年の健全育成のため、効果的な活動としてどのようなものがあるのか考えていきたい。
- 委員 コンビニでは、書籍自体の販売数も減少しており、10年位前から過激な内容の図書コーナーの面積もかなり減少しており、店舗も封をするなど対策をしている。
- 委員 有害図書の指定については、今回の個別指定だけでなく、一定の要件に該当すれば、包括指定という制度もある。書店も売りたくて売っているのではなく、パッケージとして販売している。沖縄県内では、全国と比べてアダルト雑誌はほとんど販売されていない。週刊誌の袋とじなどでは、一部過激なものがみられる。
- 会長 それでは、集計結果を報告します。

1冊目の図書「週刊実話2024年（8月5週目）号」の集計結果は、認定基準該当の可否について11名全員の方が該当するとされており、指定の要否についても11名全員の方が必要と回答されています。

2冊目の図書「裏社会のスマホ活用術」の集計結果は、認定基準該当の可否について11名全員の方が該当するとされており、指定の要否について11名全員の方が必要と回答されています。

以上で集計結果の報告を終わります。

会長

2冊とも、全員一致で該当基準に該当し、有害図書と認めるとの結果となりましたので、有害図書として答申することといたします。

以上で審議を終了します。

次にその他報告事項を事務局からお願いいたします。

事務局

事務局から2点報告があります。

それでは、事務局から令和5年度の活動についてご報告いたします。

はじめに、令和5年の少年非行等の概況について説明します。

令和5年中に検挙・補導された非行少年等は、5,211人で前年より154人増加しています。

刑法犯少年の検挙・補導人員は740人で成人を含めた全刑法犯の検挙・補導人員に占める少年の割合は、22.5%となっており、さらに全窃盗犯に占める少年の割合は31.1%となっています。

特に沖縄県の特徴として、全国と比べ、全刑法犯の検挙・補導人員に占める中学生の割合が高いことが挙げられます。

次に、令和5年度の非行防止活動及び健全育成の取組です。

県では、毎年7月1日から8月末までの間、「青少年の非行防止県民一斉行動」を実施しています。

市町村を中心に、期間中、青少年非行防止に資する行動として住民大会や街頭指導等を実施しています。

また、県ではポスターやチラシを作成し、市町村や関係機関等に配布するなどして、本一斉行動に活用しております。

さらに県内の青少年から作文、ポスター、標語作品を募集し、12名を表彰しています。

今年度のポスター・チラシには、昨年度のポスター最優秀賞作品を採用しています。

2点目は、令和5年度の有害環境の浄化の活動でございます。

県では市町村と連携しまして、沖縄県青少年保護育成条例の遵守状況を把握、指導する目的で毎年、コンビニや書店等の有害図書取扱店舗、ゲー

会 長

ムセンターやビリヤード場の興行施設等の社会環境実態調査を実施して
います。

以上で事務局からの報告を終わります。

質問はございませんか。

特に質問はないようですので、審議を終了します。

～ 議事終了 ～

以 上